

## 国際的に活動する銀行に関する規制改革の動き

## 1. 背景

- 金融危機の再発を防止し、将来における貸出のベースとなる銀行の資本基盤を強化するため、G20 諸国は自己資本の量と質の強化と過度なレバレッジの抑制にコミット。
- 新たなルールの実施は、2012 年末までを目標に、金融情勢が改善し景気回復が確実になった時点で段階的に行う予定(本年 9 月のピッツバーグ G20 首脳声明)。

## 2. 今後のスケジュール

- ・ 2009 年末までに新たな自己資本規制等の市中協議文書のとりまとめ (決定・公表の日程は現在のところ未定)。
- ・ 2010 年半ばまでに市中協議+銀行からのデータに基づく定量的影響度調査を実施。
- ・ 2010 年末に新たな自己資本水準等の数値を含む最終案の策定。  
→2012 年末までを目標に、金融情勢が改善し景気回復が確実になった時点で段階的に実施。

## 3. 現時点における市中協議案の方向性

## (1) 自己資本の質の改善

自己資本のコア部分は、普通株及び内部留保(繰延税金資産、無形固定資産、他の銀行や証券・保険会社等への出資分などを控除)。

## (2) レバレッジ比率規制(資本/総資産)の導入

多数国はバーゼルⅡを補完する指標として一律の規制を主張。我が国等の主張により当面は各国の柔軟な運用を認める形で導入。

## (3) プロシクリカリティ(景気循環増幅効果)の抑制

不況時に貸し渋りが発生することを抑制するため、自己資本を好況時に厚く積み、不況時に取り崩させる仕組みを新たに導入(2010年6月頃までに基本案を策定)。

## (4) トレーディング勘定のリスク・ウェイトの引き上げ等

再証券化商品やトレーディングなど、リスクの高いビジネスにより高い資本を要求(2010年末までに実施)。

## (5) 流動性規制の導入

ストレス時においても十分な流動性(現金、国債等)の保有を義務付け。

- 我が国としては、中長期的な自己資本規制の強化が必要との認識は共有しつつ、
  - ①金融機関の多様なビジネスごとのリスクに応じた資本強化、②实体经济に悪影響を与えない時期及び手順での実施などを求めるスタンスで交渉中。
- バーゼル委では、より厳格な規制を求める国が多数であるが、我が国としては、今後とも实体经济に悪影響を与えないよう慎重な取り扱いを求めている。

金融システムの強化に関する宣言（仮訳）  
2009年4月2日、於ロンドン

健全性規制

我々は、健全性規制のための国際的な枠組みを強化することに合意した。

- ・ 自己資本の最低水準に関する国際基準は、景気回復が確実になるまで、変更されるべきではない。
- ・ 悪化した経済状況の中で貸出を円滑にするため、適切な場合には、最低所要自己資本を超える資本バッファは、取り崩しが許容されるべきである。
- ・ 景気回復が確実になれば、健全性規制の基準は強化されるべきである。規制上の最低所要水準を超える資本バッファが積み増され、資本の質も強化されるべきである。 自己資本の定義を調和させるための指針は、2009年末までに作成されるべきである。バーゼル委は、自己資本の最低所要水準について検討を行い、2010年中に提言を策定すべきである。
- ・ 金融安定理事会、バーゼル委、グローバル金融システム委員会（CGFS）は、会計基準設定主体と協働して、2009年末までに、銀行が景気悪化時に取り崩し可能な資本等のバッファを好況時に積み増すことを銀行に求めることも含め、本日公表された景気循環増幅効果（プロシクリカリティ）を軽減するための提言の実施を進めるべきである。

G20 ピッツバーグ・サミット首脳声明（仮訳）  
2009年9月24日、25日

国際金融規制体制の強化

● 質の高い資本の構築及び景気循環増幅効果（プロシクリカリティ）の抑制：我々は、銀行資本の量と質の双方を改善し、過度なレバレッジを抑制するため、国際的に合意されたルールを2010年末までに策定することにコミットする。これらのルールの実施は、2012年末までを目標に、金融情勢が改善し景気回復が確実になった時点で段階的に行われることとなろう。バーゼルIIの資本枠組みの要素である、質及び量共により高い所要自己資本、景気循環連動性を抑制する資本バッファ、リスクの高い商品やオフバランス取引への資本賦課の強化の各国における実施は、強化された流動性リスク規制及びフォワード・ルッキングな引当と共に、銀行が過度なリスクを負うインセンティブを減じ、負のショックにより耐え得る金融システムを創出する。我々は、バーゼル委員会の上位機関が最近合意した、銀行セクターの監督・規制強化のための重要な措置を歓迎する。我々は、適切な検討と水準調整に基づき、第一の柱の下での取扱いへの移行を視野に入れつつ、バーゼルIIの枠組みに対する補完的指標としてレバレッジ比率を導入することを支持する。比較可能性を確保するため、レバレッジ比率の詳細は、会計上の差異を完全に調整した上で、国際的に調和の取れたものとする。すべての主要なG20の金融センターは、バーゼルII資本枠組みを2011年までに採用することにコミットする。